

令和8年度中国地方学生Uターン就職促進事業委託業務仕様書

1 事業の目的

愛媛県出身の学生が多く存在している広島・岡山を中心とした中国地方一円において就職相談窓口を開設するとともに、専門のキャリアコンサルタントによる就職相談会や、大学等と連携した就職セミナーを開催するなど、Uターン人材等の掘り起こしと県内企業とのマッチングを展開し、地元定着を促進することを目的とする。

2 業務内容等

本業務は、予め定めた成果指標、支払基準に基づき委託料を支払う成果連動型民間委託契約により実施することから、以下（１）～（２）に基づく事業内容とするが、詳細な実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。

また、事業者は、進捗状況によって、愛媛県と協議の上、手法の変更を行うことができる。

（１）就職相談・マッチング支援業務

県内への就職を希望する大学生等（大学生、大学院生、専門学校生、短期大学生、高等専門学校生を指す。主にUターン就職を想定。）を対象とした就職相談・マッチング支援業務を実施する。

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めることから、マッチング方法等は仕様に定めるものではないが、以下の要件を満たすこととする。

- ・就職相談は、大学生等の利便性を考慮し、窓口やオンライン等柔軟に対応できる形態で実施すること。
- ・「業務に従事する人員」は受託者において十分確保すること。
- ・業務に従事する相談員等は、「キャリアコンサルタントの国家資格」保有者、「キャリア・コンサルティング技能士の国家検定」合格者またはこれらに相当する能力を有すると認められる者であり、かつ県内の企業等に精通した者とする。

【就職相談・マッチング支援に関する業務例】

- ・大学等へ訪問し、関係構築や連携強化を図る。
- ・大学等と連携し、就職相談会等を開催する。

【業務遂行上の要件】

- ・「ジョブカフェ愛work」及び「大学」等の関係機関と緊密な連携を図ること。

（２）広報業務

SNSやWEB広告等、潜在するUターン希望者等へのアプローチに最も効果的と考えられる手法を活用し、相談者やセミナー等参加者の拡大に向けた広報活動を実施する。

なお、実施に際しては関係機関と緊密に連携し、効率的かつ効果的に取り組むこと。また、ウェブ広告配信に当たっては、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

（３）その他

その他本仕様に記載のない事項であっても、事業目的を達成するために、効果的な企画等があれば、積極的に提案すること。

3 委託期間

委託締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託料

委託料の上限額：金6,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・固定費（人件費、広報費等）5,900,000円
- ・成果連動費 500,000円

5 支払い条件等

(1) 成果指標

本事業の成果連動費の支払い基準となる成果指標として、以下のとおり設定する。①②ともに、受託者が本事業の一環としてアンケートなどを行い、単に聞き取りではなく証拠が残る形で把握すること。

① 本事業において支援した大学生等の人数

※就職相談・マッチング支援業務において支援した学生等の人数

② 本事業に参加した大学生等のうち、県内企業に採用申込等をした人数

※採用申込の他、県内企業のオープンカンパニーやインターンシップ（複数社が参加する合同企業説明会は含まない）等に参加した学生等の人数

(2) 支払基準及び支払額

本事業の支払いは、「固定費」と「成果連動費」の2種類によって構成される。

成果連動費の支払い条件等については、成果指標の達成状況に応じて、以下の計算方法で算定するものとする。

①～②の合計額は、「令和8年度中国地方学生Uターン就職促進事業企画提案募集要領」2（4）の成果連動費の範囲内とする。

① 本事業において支援した大学生等の人数（税込）

支援した大学生等の人数	1～29人	30～59人	60人以上
支払額	なし	150,000円	250,000円

② 本事業に参加した大学生等のうち、県内企業に採用申込等をした人数（税込）

県内企業に採用申込等をした人数	1～14人	15～29人	30人以上
支払額	なし	150,000円	250,000円

6 対象経費

(1) 人件費

委託事業に従事する者の人件費（委託事業の範囲内で従事した事務量に応じた額とし、その内訳が明確に区分できるもの）

(2) その他事業費

ア 直接的事業費

消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、WEB制作費、通信運搬費、会場費、機器・物品等のレンタル・リース費（備品等は、原則としてレンタル・リース）、謝金、出演料、旅費、教材費、その他委託事業を実施するために必要な経費

イ 一般管理費

(3) 上記(1)(2)の経費に係る消費税及び地方消費税

7 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

- ・利用者から手数料などの利益を得てはならない。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策を取ること。

(2) 実施体制

- ・作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な人員体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を統括責任者として配置しなければならない。
 - ア. 経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
 - イ. コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
 - ウ. リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- ・県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

(3) 著作権の取扱い

- ・受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。
- ・受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・受託者は、成果物等に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行わないものとする。
- ・成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

(4) 機密保持について

- ・受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場

合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。

ア. 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）

イ. 履行過程で知り得た一切の情報

ウ. 納入成果物等に関する一切の情報

- ・受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 業務の再委託について

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(6) その他

- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

8 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。